

水戸市骨髄等の提供のための無給休暇取得者等支援補助金交付要項

平成 28 年 6 月 2 日
水戸市告示第 153 号

(趣旨)

第 1 条 この要項は、無給の休暇を取得し、又は休業して、骨髄移植のための骨髄又は末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）を提供した者に対し、予算の範囲内において、骨髄等の提供のための無給休暇取得者等支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、水戸市補助金等交付規則（昭和 53 年水戸市規則第 22 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、無給の休暇を取得し、又は休業して、骨髄等を提供した者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 骨髄等を提供した時点で市内に住所を有していたこと。
- (2) 骨髄等の提供に関し他の補助を受けていないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 企業、団体等に雇用されている者のうち骨髄等の提供に伴い必要な検査、入院等のための有給の休暇を取得することのできない者

イ 個人で事業を営む者

- (4) 公益財団法人日本骨髄バンク（以下「日本骨髄バンク」という。）が行う骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成 24 年法律第 90 号）第 2 条第 5 項に規定する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業をいう。）を通じて骨髄等の提供を行ったこと。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、骨髄等の提供に係る次の各号に掲げる事項を行うため、通院し、入院し、又は面接した日（骨髄等を提供した者が雇用され、又は経営する企業、団体等の休業日を除く。）の数に 20,000 円を乗じて得た額（当該額が 140,000 円を超えるときは、140,000 円）とする。

- (1) 健康診断
- (2) 輸血用の血液の採血
- (3) 骨髄等の採取
- (4) 骨髄等の提供に関する説明、同意等の確認のための面接
- (5) 前各号に掲げるもののほか、骨髄等の提供に伴い必要な通院、入院又は面接

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、骨髄等の提供のための無給休暇取得者等支援補助金交付申請書（様式第 1 号）に日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供をしたことを証する書類その他関係書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から 90 日を経過す

る日（当該日までに申請ができないことについて市長がやむを得ない事由があると認める場合にあっては、市長が指定する日）又は当該年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに補助金の額を確定し、骨髄等の提供のための無給休暇取得者等支援補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第2号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（交付の請求）

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、骨髄等の提供のための無給休暇取得者等支援補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、受給者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 受給者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、市長が指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

（補則）

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要項は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成28年4月1日からこの要項の施行の日の前日までの間に骨髄等の提供を完了した者に関する第4条の規定の適用については、同条中「骨髄等の提供が完了した日」とあるのは、「この要項の施行の日」とする。